

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	根拠条項	資料番号	55	担当課	消防防災安全課
		12	許認可等の内容	登録証の再交付		
<p>電気工事業の業務の適正化に関する法律 (昭和四十五年五月二十三日法律第九十六号) (登録証の再交付) 第十二条 <u>登録電気工事業者は、登録証を汚し、損じ、又は失つたときは、その登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に申請し、その再交付を受けることができる。</u></p> <p>電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則 (昭和四十五年十月三十日通商産業省令第百三号) (登録証の再交付の申請) 第九条 <u>法第十二条の規定により登録証の再交付の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書をその登録をした経済産業大臣または都道府県知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>登録証をよごし、または損じて前項の申請をするときは、申請書に当該登録証を添えて、提出しなければならない。</u></p>						